「ちばで発見！職業観育成コンテンツの制作」業務委託仕様書

この仕様書は千葉県教育委員会（以下「委託者」という。）が行う「ちばで発見！職業観育成コンテンツ（以下、コンテンツ）の制作」業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、本業務を受託する事業者（以下「受託者」という。）を募集するため、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

１　業務の目的

令和５年度に千葉県教育委員会が実施した「キャリア教育の推進に係る調査研究事業」の調査結果の分析に係る協議会では、子供たちに様々な職種や産業を理解させる取組が必要であるといった施策の方向性がまとめられた。

そこで、子供たちが今後の変化の激しい社会をしっかりと生き抜いていく力や考え方を身に付け、発展性のある産業や企業の見分け方、発展性のある分野で働くことのメリットを知るとともに、お金を稼ぐということを考えさせる機会を設けるため、「ビジネスモデル」に関する動画を主にインターネット上で提供し、小学生や中学生にとって職業意識の形成や主体的な進路選択に役立てられるようなコンテンツを制作する。

２　委託期間

契約締結日の翌日から令和８年１月３１日まで

３　委託業務内容

受託者は、業務の目的を十分理解し、動画の制作に係る全ての業務を行うものとする。作業工程は、企画・構成・監修、動画制作準備、撮影、編集、動画のＰＲ、成果物の納品とする。

（１）企画・構成・監修

プロポーザルでの提案内容を参考に委託者と協議、打合せを行った上で内容を決定し、決定した内容を基に、ビジネスモデルに関する動画の構成を作成する。

なお、動画の内容については、業務の目的に合致する内容であるとともに、次の①～④の内容を含むものとする。

①今の小中学生が生きていく社会はこれまで以上に変化が激しく、今ある仕事が

なくなったり、今はない仕事が誕生したりするサイクルが短くなっていくことが予想されていることを説明する。

②子供たちに人気のYouTubeの世界を見ても、視聴者のニーズをつかんでいるか否かで、大きく収入が異なっていることを伝える。

③YouTube の世界と同様に、市場には、ブルーオーシャン、レッドオーシャンという考え方があることの説明を交え、紹介する。

④世の中のニーズに合ったものを提供することで、より「お金を稼ぐ」ことにつながるという内容でまとめる。

＜内容上の留意点＞

・企業や団体等を取り上げる際には、既存のYoutube「千葉県公式PRチャンネル」にて公開している「ちばで発見！職業観育成コンテンツ」の追加コンテンツとなるため、千葉県内に本店や事業所を置くまたは、活動を行う企業・団体とする。

・小学校高学年児童が興味関心を持ち、理解できる内容にする。

・監修を経済やビジネスモデルに関して造詣の深い者に依頼する。

（２）動画制作準備

企画・構成に基づき、動画制作に必要な撮影等の映像・写真の調達や制作を行う。次に掲げる内容は本委託業務に含むものとする。

・資料・素材の収集

・肖像権や著作権について必要な手続き（撮影、編集はもとより、納品後の加工、放映（インターネット上への投稿等）に当たり、肖像権等にかかる新たな費用を発生させないための事前処理を含む。）

・インタビューを入れる場合、対象者、制作協力者、撮影地への交渉・許認可。

・使用料、出演料、交通費、機材費、謝礼等撮影に必要な一切の費用負担。

　なお、撮影に当たり委託者が所有する映像や画像の借用が必要な場合、委託者から提供を受けることができる。

（３）撮影

・事前に撮影の内容やスケジュール、撮影現場での展開が分かる資料を委託者に提供

し、承認を受けるものとする。

・撮影に当たっては、プライバシーや肖像権に十分な配慮をする。

（４） 編集

・千葉県公式PRチャンネルへの投稿を想定した動画を制作する。

・制作本数は２０～３０分程度の動画を１本とする。

・テーマや内容、インタビュー対象者、制作協力者、監修者は委託者と協議、打合せを行った上で決定する。

・動画には、撮影した映像の加工、編集、音楽、ナレーション、テロップ、クレジットの挿入等の編集作業を行う。

・動画には、聴覚障害者向け字幕を挿入する。

・動画には、音楽（ＢＧＭ）、字幕、コンピュータグラフィック、イラスト等を適宜挿入する。

・動画は、タイトル、テロップ対応言語は、日本語（固有名詞として使用されるアルファベットを含む）とする。

・投稿先であるYouTubeの利用規約に違反しないよう、内容の確認を行う。

・動画の完成までに、委託者に複数回、内容確認を受けて修正等を行う。

・画面縦横比は16:9とし、フルハイビジョン（1,920×1,080）映像とする。

（５） 動画の広報

・県内の児童生徒、保護者、学校関係者を対象に、広く周知し、動画の視聴を促す効果的な広報をする。

（６） 成果物の納品

成果物は次のとおりとする。

なお、成果物は、受託者において映像、画像、音楽等に係る肖像権や著作権処理を済ませたもので、著作権はイに掲げる場合を除き、原則、全て委託者に帰属するものとする。

ア　動画データ

（ア） 動画形式は次のとおりとする。

・動画（YouTube 投稿用）…ＭＰ４

（イ） 納品する成果物については次のとおりとする。

・外部記憶媒体（ＤＶＤ等）１部

イ　撮影素材一覧表

撮影素材、撮影場所の一覧表を作成する。

４　成果品の不備

本業務終了後、受託者の瑕疵により成果品に不備が発見された場合は、委託者の指示により受託者の負担と責任において速やかに補足、修正を行うものとする。

５　納品期限

・成果物については、動画の編集完了後、速やかに納品すること。

・具体的な納品時期については委託者と協議の上で決定する。

６　留意事項

（１）業務実施体制

・契約に当たっては、実際に本業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を選任するに当たり、本業務を円滑に遂行できる能力を有する人員を適切に配置しなければならない。

・受託事業者は、実際に本業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）の中から、円滑に本業務を遂行するため業務従事者を指揮監督する業務責任者を定めること。また、委託者との連絡調整にあたる連絡担当者を定めること。

・編集内容の最終決定までに委託者から訂正指示のあった箇所については、確実に対応すること。

（２）著作権等

・納品された成果品、委託業務に関する企画提案書や計画書、報告書等の著作権（著作権法第 21 条、第 22 条の２、第 23 条、第 26 条、第 26 条の２、第 26 条の３、第 27 条、及び第 28 条に規定する権利をいう。）及びその他の知的財産権は、第三者が権利を有している映像素材を除き、全て委託者に無償で譲渡するものとする。また、成果

品は委託者が YouTube や X（旧 Twitter）、Instagram 等の SNS への投稿、ホームページ等の掲載等に随時使用できるものとする。ただし制作物の性質上、受託者が承諾できない場合は、該当項目及び理由を示し、別途協議すること。

・委託者は、著作権法第 20 条第２項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとすること。

・受託者は、委託者の事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条を行使することができないこと。

・委託者が成果品を使用するに当たり、映像素材の権利を有している第三者との協議が必要となる場合、協力すること。

・第三者が権利を有している映像、画像、音楽等を使用する場合は、事前に権利者より二次利用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。

・制作に当たって、肖像権や意匠権、著作権その他権利等については、撮影前に必要となる一切の手続き及び使用料の負担等を受託者が行うこと。その際、相手方や権利処理の内容等について明確に記した報告書を作成し、手続きした書類（写し）を添付して提出すること。なお、手続きを行う際は事前に委託者への了承を得ること。

・映像、音楽等の著作権、肖像権処理に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、委託者は責任を負わない。

（３）業務実施に関する計画書

・受託者は契約締結後、業務実施に関する計画書を委託者と協議の上作成し、委託者に提出しなければならない。

（４）報告

・業務の遂行状況について随時報告を行うこと。

・業務完了の際には、業務完了報告書を提出するものとし、報告書とともに、既に納品済のデータを除く全てのデータを納品すること。

（５）受託者及び業務従事者の義務

・受託者及び業務従事者は、本業務で知り得た個人情報や、委託者の事務に関する事項

を、みだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本業務が終了した後も同様とする。

・受託者は、本業務の実施に当たって入手した委託者等の著作物を、委託者等の承認なしに、本業務以外の目的に使用してはならない。

7　その他

（1）前項までの条件が満たされない場合、一部の事業費を対象の経費と認めず減額等を行う場合がある。

（2）本業務において委託者が必要と認め、指示した事項については、受託者は、その指示に従うこととする。

（3）本仕様書に定めのない事項は、委託者と受託者において協議の上決定する。